

《カルテ開示》

事例 2 3 相談者：患者の家族

相談内容	<p>病院にカルテ開示を求めたら、カルテ開示請求書代 3 1 5 円、カルテ開示請求コピー代等 3 1 5 0 円を請求された。これは法的には金額が定められているものなのか。</p> <p>また、病院からの書類を見たら、全ての診療記録を開示すると記載されていた。しかし、病院側では自分たちの都合の悪い部分のカルテを削除している。残っているカルテを全て開示して欲しいが、どういうものなのか。</p>
対応	<p>診療記録の開示に要する費用については、医療機関の管理者は、申立人から診療記録の開示に要する費用を徴収することが出来ることになっているが、金額に関しては法的に定められたものはなく、各医療機関に一任されている。よって請求された金額も、病院側でカルテ開示にむけて取り決めたものであると考えられることを伝えた。</p> <p>そして、カルテ開示に関しては、5 年間は診療録の保存が義務づけられているので、希望すれば開示してもらえる。しかし、それ以前のカルテ開示に関しては保存期間が過ぎているため、カルテが存在するか病院に確認してみるようアドバイスした。</p>
より良い医療のための提案	<p>【 医療機関に向けて 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルテ開示を行なう場合、患者側は医療行為等に疑問を抱いている場合が多く、医療者側の行動に不信感を抱きがちになっています。誤解を生じる結果となってしまうこともあるため、十分な説明を心掛けて下さい。 <p>【 県民・患者に向けて 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルテ開示にかかる費用は、各医療機関で定められていますので、事前に確認しましょう。 ・診療録の保存期間は 5 年間と法律で定められています。5 年以上経過した後のカルテについては既に存在しない場合もありますので、病院側にまず確認してみましょう。

事例 2 4 相談者：患者の家族

<p style="writing-mode: vertical-rl; color: green; font-weight: bold;">相談内容</p>	<p>ぎっくり腰でA接骨針灸院を受診した。マッサージをしている最中に激痛があり、訴えたがやめようとしなかった。その後我慢出来なかったので、治療を拒否して帰宅した。</p> <p>その後、B整形外科を受診し、写真を撮ったら背骨がつぶされた状態であると言われた。体動時腰痛が持続し、家事も出来ない状態である。</p> <p>裁判所に相談したところ、カルテ開示をしてもらった方がよいと言われたが、開示して貰えるのだろうか。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; color: orange; font-weight: bold;">対応</p>	<p>A接骨針灸院に受診した後に腰痛が悪化し、B整形外科で診断された内容や、日常生活においても支障をきたした状態であることをA接骨針灸院に話してみるようアドバイスした。</p> <p>カルテ開示は、患者の権利として希望できるので、申し出て良いことを伝えた。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; color: purple; font-weight: bold;">より良い医療のための提案</p>	<p>【 医療機関に向けて 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルテ開示は患者の権利ですので、請求を受けた場合は行って下さい。 <p>【 県民・患者に向けて 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルテ開示は、患者の権利として希望できますので、まず医療機関に伝えてみましょう。 ・現在の身体の状況を医師に伝え、治療との因果関係について説明を求めてみてはどうでしょう。

事例 2 5 相談者：患者本人

相談内容	<p>A病院で治療をし、状態が安定したため、紹介状をもらってB病院を受診した。治療方針が異なるということで、A病院でもらっていた薬を処方してくれない。A病院の前にC病院に通院していたので、C病院に相談に行きたい。</p> <p>その際、B病院の治療法等を知りたく、紹介状は封がしてあり自分で見ることができないため、カルテ開示をしたい。</p> <p>どのようにすればよいか。</p>
対応	<p>平成 17 年 4 月に個人情報保護法が施行され、カルテ開示は原則として行われるようになった。その手続きについては、各病院で定めているので、病院に問い合わせるようにアドバイスした。</p>
より良い医療のための提案	<p>【 医療機関に向けて 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年 4 月に個人情報保護法が施行され、カルテ開示は原則として行われるようになりました。患者から求められた場合は対応をお願いします。 <p>【 県民・患者に向けて 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルテ開示は原則として行われることとなっていますが、治療法等について知りたい場合は、まず医師に相談してみるのもよいでしょう。

【基本的な対応】

- ・患者から医療機関に対して診療記録の開示請求をした場合、個人情報取扱事業者である医療機関は、患者からの求めに応じて、診療録を開示しなければならない。
- ・開示対象者への不開示が疑われる場合には、相談者から医療機関の相談窓口への相談をすることを勧める。
- ・相談者から、医療機関への指導が求められた場合には、医療機関への事実関係の調査を依頼する。

【根拠法令等】

個人情報保護に関する法律第25条1項

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む、以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

1. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれのある場合
2. 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合
3. 他の法令に違反することとなる場合

医療法施行規則第20条10項

診療に関する諸記録は、過去2年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、入院患者及び外来患者の数を明らかにする帳簿並びに入院診療計画書とする。

医師法第24条

1. 医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。
2. 前項の診療録であって、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、5年間これを保存しなければならない。

診療情報の提供等に関する指針（平成15年9月厚生労働省）

診療情報の提供に関する指針【第2版】（平成14年度10月 日本医師会）

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」
（平成16年12月24日厚生労働省）